

# 経済安全保障重要技術育成プログラム研究開発課題「〇〇〇〇」実施規約(ひな形)

(令和 年 月 日)

## (定義)

第1条 本規約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「経済安全保障重要技術育成プログラム(以下「K Program」という。)」とは、経済安全保障推進会議・統合イノベーション戦略推進会議合同会議が決定した「研究開発ビジョン」及び内閣府・文部科学省が策定した「研究開発構想」実現のための、研究開発の実施やそれに付随する調査等の総体をいい、研究手法の異なる複数の研究開発課題で構成される。
  - (2) 「プログラム・ディレクター(以下「PD」という。)」とは、国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「機構」という。)が任命し、研究開発ビジョン及び研究開発構想の実現に向け研究開発課題の選考を推進し、その進捗管理・評価等を指揮・監督する者をいう。
  - (3) 「研究代表者」とは、研究開発ビジョン及び研究開発構想実現に向けた研究開発課題の実施責任者をいう。
  - (4) 「本研究開発課題」とは、「〇〇〇〇〇〇〇〇に関する研究開発構想(以下「本構想」という。)」実現に向けて行われる、〇〇〇〇氏が研究代表者を務める研究開発課題『〇〇〇〇〇〇〇〇』をいう。
  - (5) 「研究代表機関」とは、研究代表者が所属する機関であり、研究代表者の活動を支援する責務を有する機関をいう。
  - (6) 「研究開発機関」とは、研究代表者が策定する研究開発課題計画に基づき、研究開発を実施する機関のうち研究代表機関以外をいう。
  - (7) 「参加機関等」とは、本研究開発課題に参加する研究代表者、研究代表機関、研究開発機関及び機構を個別に又は総称していう。
  - (8) 「研究開発機関等」とは、本研究開発課題に参加する研究代表機関及び研究開発機関を個別に又は総称していう。
  - (9) 「指定基金協議会(以下「協議会」という。)」とは、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和4年法律第43号)(以下「法」という。)第63条第1項に基づき、K Program に充てられた基金が指定基金に指定されたことを受け、潜在的な社会実装の担い手として想定される関係府省・機関や民間部門のニーズを踏まえて研究開発が推進されるよう、意見交換を行う場として、同条第4項に基づき組織される協議会をいう。
  - (10) 「協議会の構成員」とは、法第63条第4項に基づく組織時に構成員となった個人又は法人及び同条第5項で準用する第62条第3項に基づき構成員として加えられた個人又は法人を個別に又は総称していう。
  - (11) 「安全管理措置計画」とは、研究開発に関する情報を適正に管理するために必要な措置について研究開発機関等で個別に定めたものをいう。
  - (12) 「K Program 知財」とは、本研究開発課題における委託研究開発の実施の過程で生じた知的財産権をいう。
- 2 前項に定めるもののほか、この規約において使用する用語の定義は、研究開発機関等が機構との間で取り交わす委託研究契約又は覚書において使用する用語の例によるものとする。

(目的)

第2条 本規約は、研究代表者の管理の下に実施される、本研究開発課題について、参加機関等における研究開発成果情報や K Program 知財等の取扱いを定め、もって、本研究開発課題を効果的に推進することを目的とする。

(誓約)

第3条 参加機関等は、誓約書をもって本規約の遵守を誓約するものとする。

(基本合意)

第4条 参加機関等は、以下の各号について合意するものとする。

- (1) 研究代表者及び研究代表機関は、本研究開発課題の実施管理を行う。
- (2) 研究代表者は、研究開発ビジョン及び研究開発構想を実現するための、研究開発機関の役割分担、研究開発経費の配分計画等、自らの構想に基づく本研究開発課題の実施に必要な事項を定めた研究開発課題実施計画を、PD と相談のうえ策定する。また、本研究開発課題の進捗に応じて、PD と相談のうえ、研究開発課題実施計画を変更できるものとする。
- (3) 研究開発機関等は、研究開発に関する情報等を適切に管理する目的で、安全保障貿易管理制度に関する法律及び同法に基づき定められたガイダンス等で求められる取組、研究インテグリティとして求められる取組を踏まえた安全管理措置計画を、PD 及び機構と相談のうえ策定するものとする。さらに、本研究開発課題の進捗等に応じて、PD 及び機構と相談のうえ、当該ガイダンス及びそれに準ずるガイドライン等で求められる取組を強化しつつ、安全管理措置計画を変更するものとする。
- (4) 研究代表者及び研究代表機関は、研究開発ビジョン及び研究開発構想の実現や民生利用のみならず公的利用につなげていく研究開発成果の社会実装を指向する K Program の趣旨に則り、研究開発途中及び終了後を含め知的財産権の利活用を円滑に進めることができるよう、本研究開発課題における知的財産の利活用方針を、PD と相談のうえ策定する。また、本研究開発課題の進捗や協議会における協議結果に応じて、PD と相談のうえ、知的財産の利活用方針を変更するものとする。
- (5) 研究代表機関は、研究代表者の活動を支援する責務を有し、研究代表者と共に本規約に記載された研究開発機関又は研究開発機関に属する者が行うべきものとされる諸業務を研究開発機関が適切に遂行するよう管理する。
- (6) 研究開発機関は、研究代表者から研究代表機関を通しての依頼に従うものとする。
- (7) 研究開発機関は、研究代表者が策定する研究開発課題実施計画に従って本研究開発課題を実施する。本研究開発課題実施計画が変更された場合も同様とする。
- (8) 研究開発機関等の法人又は研究開発機関等に属する者は、協議会に構成員として加わろうとする場合、加入について研究代表者の同意を得た上で、文部科学大臣に対して加入申込書を提出するものとする。
- (9) 参加機関等は、それぞれ本規約を遵守するために必要な措置を講じ、本研究開発課題に参加する全ての者が本規約を遵守することについて責任を負うものとする。

(運営会議)

第5条 本研究開発課題の推進に関する重要事項(協議会における協議の結果を含む)について必要な協議・連絡及び調整を行うため、本研究開発課題に参加機関等からなる運営会議を設置する。

2 運営会議の議長は、研究代表者とする。

3 研究代表者は、必要と認めた外部有識者等を運営会議に出席させることができるものとする。この場合、研究代表機関は外部有識者等に秘密保持誓約書を提出させるものとする。

4 運営会議に関する事務は研究代表機関が行う。

(相互協力)

第6条 参加機関等は、本研究開発課題を効果的に推進し、もって本研究開発課題の目標実現に資するため、次の各号により相互に協力するものとする。

(1) 運営会議等を通じた情報交換、助言等。

(2) 所有する試料、装置、研究材料、情報、施設・設備等の、他の研究開発機関等への提供。

2 前項の協力にあたって必要な事項は、本規約による他、提供と受領を行う当事者間で別に定めることができるものとする。

3 第1項第2号において他の研究開発機関等へ提供するものが機構に帰属する物品に該当する場合は、機構が定める事務処理説明書に従い、機構へ申請及び報告を行うものとする。

(参加機関等における情報管理)

第7条 参加機関等は、他の参加機関等から得た、本研究開発課題の実施の結果得られた研究開発成果に関する情報を、第三の参加機関等に対し、他の参加機関等による事前の承認なしに開示できるものとする。

2 参加機関等は、自己が保有する情報を他の参加機関等に対して開示する場合、秘密である旨を書面にて明示し開示することができる。

3 研究代表者は、本研究開発課題実施上、必要と認める場合は、参加機関等に対し、保有する情報を、他の参加機関等に対して開示することを要請できる。かかる要請を受けた参加機関等は、極力これに応じ、開示に努めるものとする。

4 協議会の定める守秘義務登録情報等の取扱いは、協議会の定める情報管理規程に従うものとする。

5 参加機関等は、第1項、第2項及び第3項の規定により開示された情報(以下、「管理対象情報」という。)を、特段の理由があり開示者の書面による同意が得られた場合を除き本研究開発課題の実施以外の目的で使用してはならない。

6 研究開発機関等は、管理対象情報に基づき新たに発明等を行った場合は、発明等の取り扱いについて研究代表機関及び当該情報を提供した研究開発機関等と協議しなければならない。

7 研究開発機関等間の利害関係調整等のために必要な場合は、研究開発機関等の要請に応じて研究代表機関及び機構が調整を行うものとする。

(参加機関等における秘密保持)

第8条 参加機関等は、管理対象情報を、参加機関等以外の者に開示してはならない。

2 参加機関等は、管理対象情報のうち、前条第2項に基づき他の参加機関等より秘密である旨の書面による明示があった情報については、厳に秘密として管理するとともに、当該他の参加機関等の事前の書面に

よる同意がなければ、研究開発課題内外を問わず、他者に開示してはならない。

- 3 第1項及び第2項に拘わらず、次の各号のいずれかに該当する情報については、開示できるものとする。
  - (1) 当該他の参加機関等から開示若しくは提供された時、既に自己が保有していたもの
  - (2) 当該他の参加機関等から開示若しくは提供された時、既に公知又は公用であったもの
  - (3) 当該他の参加機関等から開示若しくは提供された後、自己の責に帰し得ない事由により公知又は公用となったもの
  - (4) 正当な権限を有する第三者から合法的に取得したもの
  - (5) 第1項及び第2項の規定に基づいた自己が秘密を保持すべき情報に基づくことなく独自に開発したもの
- 4 参加機関等は、研究開発計画に参加者として記載された者に対し本研究開発課題に関して秘密保持義務を負わせ、本研究開発課題を遂行する上で必要最小限の範囲で管理対象情報を開示ことができ、また、必要最小限の範囲で当該情報を複製、複写及び電子化することができる。
- 5 参加機関等は、本研究開発課題が終了した場合、速やかに管理対象情報のうち一切の有形的なものを、開示した参加機関等に返還又は廃棄するとともに、電磁的もしくは無形のものである場合には、記録されている媒体等から適切な方法により抹消するものとし、管理対象情報を以後一切使用してはならない。

(研究開発成果情報の取扱い)

第9条 研究開発機関等は、本研究開発課題により得られた研究開発成果に関する情報について、第10条に定めるところに従い、公開を図るものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、研究開発機関等は、本研究開発課題により得られた研究開発成果に関する情報について、第4条第1項第3号に定める安全管理措置計画に則り、外国為替及び外国貿易法第25条第1項の規定に基づき許可を要する特定技術情報(以下「特定技術情報」という。)の保全、及び安全保障輸出管理等の技術情報の管理を適切に行うものとする。
- 3 研究代表者又は機構が協議会に管理対象情報を提供する場合は、あらかじめ、協議会における当該情報の取扱いを含め、情報を提供した当該他の参加機関等に書面による同意を得たうえで、情報を提供するものとする。
- 4 研究代表者以外の協議会の構成員が、協議会に自己が保有する本研究開発課題により得られた研究開発成果に関する情報のうち、秘密として扱うものとした情報を提供する場合は、あらかじめ、協議会における当該情報の取扱いを含め、研究代表者に同意を得たうえで、情報を提供するものとする。

(研究開発成果の外部発表)

第10条 研究開発機関等が、研究開発成果を論文、学会等で公表しようとする場合は、投稿、申請等の2週間前までに研究代表者に、機構が別途定める様式による「研究開発成果公表申請書」を提出し、研究代表者に公表の承認を得なければならない。また、当該研究開発機関等は、当該研究開発成果に関連のある他の研究開発機関等に事前に「研究開発成果公表申請書」の写しを送付しなければならない。

- 2 協議会の構成員(法人たる構成員にあつては、構成員である役職員に限る)は、公表しようとする研究開発成果の内容に協議会の定める守秘義務登録情報及び守秘義務登録情報が直接的ないし実質的に了知される情報が含まれていないことを確認した上で、前項の「研究開発成果公表申請書」を提出するものとする。

- 3 研究代表者は、第1項により研究開発機関等から公表の申請のあった研究開発成果について、次の各号のいずれかに該当する場合は、公表内容を修正させ、あるいは公表を延期又は差し止めることができるものとする。
  - (1) 研究開発成果に基づく特許等の出願が見込まれるとき。
  - (2) 研究開発成果に、特定技術情報の保全、及び安全保障輸出管理等の技術情報の管理を適切に行うことが必要と見込まれるとき。
- 4 研究代表者は当該「研究開発成果公表申請書」の内容を PD と共有し、公表の承認の可否について PD から助言を受けることができるものとする。
- 5 研究開発機関等は、前項に基づき研究代表者により公表内容の修正、公表を延期又は差し止めを求められたとき、その理由に疑義がある場合は、機構に異議の申し立てができるものとする。その場合、機構は PD の意見を求める等の適切な措置を採るものとする。

#### (知財運用会議)

- 第11条 本研究開発課題に関連する知的財産権の実施許諾条件等について、第4条第1項第4号に定める知的財産の利活用方針に基づいた運用に関し必要な事項を協議するため、本研究開発課題に知財運用会議を設置する。
- 2 知財運用会議は、研究代表者、機構及び協議の対象となる知的財産権に直接的又は間接的に利害関係を有する研究開発機関等の一部又は全部から構成される。構成に関しては研究代表者が機構と協議のうち決定する。また、必要に応じて、研究代表者は、過去に研究開発機関であった機関又は秘密保持に関して本規約の遵守に同意した外部有識者を加えることができるものとする。
  - 3 知財運用会議の議長は、研究代表者とする。
  - 4 知的財産権の運用に関する協議は、次の各号のいずれかに該当する場合は、研究代表者の判断により書面等による協議で代替できるものとする。
    - (1) 軽微な協議事項である場合
    - (2) 本研究開発課題の終了後に協議が必要な場合
  - 5 本研究開発課題終了後の K Program 知財の運用に関しては、知財運用会議において、参加機関等が別途協議し決めるものとする。

#### (知的財産権の帰属)

- 第12条 複数の研究開発機関等により発明等が為された K Program 知財の帰属は、当該研究開発機関等の共有とし、その持ち分比率は当該研究開発機関等間で協議の上、決定するものとする。但し、当該研究開発機関等間の協議により持ち分比率の合意が得られない場合は、知財運用会議において決定するものとし、当該研究開発機関等はかかる決定に従わなければならない。
- 2 研究開発機関等が、K Program 知財に属する発明等の承継を受けない場合の取扱いについては、知財運用会議において協議するものとする。

#### (特許出願等の手続き)

- 第13条 研究開発機関等は、本研究開発課題の実施において発明等が得られた場合は、速やかに研究代表者に、機構が別途定める様式による「発明等届出書」を提出しなければならない。

- 2 協議会の構成員(法人たる構成員にあつては、構成員である役職員に限る)は、協議会の定める守秘義務登録情報及び守秘義務登録情報が直接的ないし実質的に了知される情報が含まれていないことを確認した上で、前項の「発明等届出書」を提出するものとする。
- 3 研究代表者は、第1項により研究開発機関等から「発明等届出書」の提出を受けたときは、必要に応じて当該研究開発機関等と協議しつつ、特許等出願の可否及びノウハウ化並びに第10条第3項第2号の該当の有無について判定し、当該研究開発機関等に「発明等届出書」の受領後2週間以内に判定結果を連絡するものとする。
- 4 研究代表者は当該「発明等届出書」の内容をPDと共有し、特許等出願の可否及びノウハウ化並びに第10条第3項第2号の該当の有無について判定するにあたりPDから助言を受けるものとする。
- 5 第3項において特許等出願を行うとの決定がなされたK Program 知財については、研究開発機関等が当該K Program 知財の出願、取得、維持等に関する手続きを行う。K Program 知財が共願の場合は、手続きを担当する者を、研究開発機関等間の協議により決定する。
- 6 前項により、K Program 知財の知財出願、知財登録、移転、放棄に関する手続きを行うときは、研究開発機関等が機構との間で取り交わす委託研究契約又は覚書において機構に提出することが定められた様式を、機構に提出すると同時に研究代表者へ提出するものとする。また、写しを共願する他の研究開発機関等に送付するものとする。

#### (知的財産権の実施)

第14条 研究開発機関等は、自己に帰属したK Program 知財のうち、大学等が共有者になっているものを除き、自由かつ無償で実施することができる。

2 研究開発機関等は、自己に帰属したK Program 知財のうち、大学等が共有者になっているものについて実施するときは、共有者である大学等の貢献に鑑みた対価の当該大学等への支払いの有無及び当該対価について、別途大学等と協議して定めるものとする。その際、当該K Program 知財の実施研究開発機関たる企業、当該大学等、研究代表者、機構は次の各号について配慮するものとする。

- (1) K Program 知財の実施研究開発機関は、大学等における研究開発成果の活用とこれに伴う実施料収入が、当該大学等における研究活動の活性化に繋がることを考慮し、大学等の貢献に鑑みた対価の支払いについて、当該大学等と真摯に協議すること。
- (2) 大学等は、企業がK Program 知財を実施するにあたり事業化リスクを負担していること、売上に伴う実施料の負担が将来的な事業活動の制約要件になり得る懸念があること、等の諸事情を勘案し、優先実施期間の付与等の実施条件について検討するとともに、一時金をもって対価とする、対価の上限を定める等の企業が受け入れやすい条件について考慮すること。
- (3) 研究代表機関及び機構は、大学等及び企業の事情を考慮した上で、大学等と企業との合意に努めること。

#### (知的財産権の実施許諾)

第15条 研究開発機関等は、自己に帰属したK Program 知財について、本研究開発課題の遂行又は本研究開発課題の成果の実用化等に必要になるとして、他の研究開発機関等から通常実施権の許諾を希望されたとき、次の各号全てを満たす場合は、通常実施権を許諾するものとする。

- (1) 当該研究開発機関等の第14条第1項又は第2項に基づく実施に著しい支障が無いと判断されること。

- (2) 対価や実施範囲等を含む許諾条件に当該研究開発機関が合意可能であること。
  - (3) 知財運用会議において合意されること。
  - (4) 当該研究開発機関等は、許諾する K Program 知財が第12条第1項の規定により他の研究開発機関等との共有になっている場合には、当該許諾について事前に共有者である当該他の研究開発機関等の書面による事前の承諾を得ること。
- 2 研究開発機関等は、本研究開発課題開始前に自己が保有していた知的財産権について、本研究開発課題の遂行又は本研究開発課題の成果の実用化等に必要になるとして、他の研究開発機関等から通常実施権の許諾を希望されたとき、次の各号全てを満たす場合は、当該他の研究開発機関等に対して通常実施権の許諾に努めるものとする。
- (1) 当該研究開発機関等が、自己の事業実施に著しい支障が無いと判断されること。
  - (2) 対価や実施範囲等を含む許諾条件について、当該研究開発機関等と他の研究開発機関が合意可能であること。
  - (3) 知財運用会議において合意されること。
  - (4) 当該研究開発機関等は、許諾する自己が保有する知的財産が他の研究開発機関等との共有になっている場合には、当該許諾について事前に共有者である当該他の研究開発機関の書面による事前の承諾を得ること。
- 3 研究開発機関等は、自己に帰属した K Program 知財について、本研究開発課題に参加していない第三者から通常実施権の許諾を希望された場合は、知財運用会議における合意を前提として、通常実施権を当該第三者に対し許諾できるものとする。なお、当該研究開発機関等は、許諾する K Program 知財が第12条第1項の規定により他の研究開発機関等との共有になっている場合には、当該許諾について事前に共有者である当該他の研究開発機関等の書面による事前の承諾を得るものとする。
- 4 第1項、第2項及び第3項における通常実施権の実施料等の実施条件については、当事者間での合意が得られることを条件に、知財運用会議が決定する。その際、研究開発機関等が不利益を被らないよう配慮するものとする。
- 5 研究開発機関等が自己に帰属した K Program 知財について専用実施権を設定しようとする場合の扱いは、第16条の K Program 知財の移転の場合の手続きを準用するものとする。

#### (知的財産権の移転)

第16条 研究開発機関等は、他の研究開発機関等との間で共有とされた K Program 知財の自己の持分全部又は一部を移転する場合には、当該他の研究開発機関等全員の書面による事前の承認を得ておくものとする。また、国内研究開発機関が所有する知的財産権の全部又は一部を、海外機関に移転しようとする場合、当該海外機関の持ち分と同等以上の権利を機構が所有することに対して、当該国内研究開発機関は同意するものとする。

2 機構は、研究開発機関等が、自己に帰属した K Program 知財の自己の持分全部又は一部の移転を申請した場合は、当該申請のあった K Program 知財について、次の各号のいずれかに該当する場合は、移転を承認しないことができる。

- (1) K Program 知財に係る権利及び義務関係が移転先に継承されることが確認できない場合。
- (2) 技術流出等によって我が国の国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがないことが確認できない場合。

(3) 移転先に海外機関が含まれる場合、当該海外機関に移転される知的財産権の持ち分と同等以上を機構が所有することに対して、移転先のいずれかの機関が異議を唱える場合。

3 機構は、第1項及び第2項の K Program 知財の移転の承認若しくは否認を行う場合は、必要に応じ PD や研究代表者等の意見を聞くこととする。

4 研究開発機関等は、自己に帰属した K Program 知財の自己の持分全部又は一部を放棄しようとする場合は、他の研究開発機関等への移転を検討する等、本研究開発課題における成果の有効活用に留意するものとし、本研究開発課題実施期間中の場合には、第11条で定める知財運用会議での協議事項とする。

(著作権の扱い)

第17条 研究開発機関等は、K Program 知財を自己に帰属させる際には、機構及び機構が指定する第三者による本研究開発課題の成果及びこれに関連する著作物にかかわる著作権の実施について、著作者人格権及び実演家人格権の不行使等の権利処理を当該研究開発機関等自身の責任において行うものとする。

(研究代表者による新たな研究開発機関の参加)

第18条 研究代表者が、新たに研究開発機関を選定し、本研究開発課題に参加させようとするときは、運営会議に報告するものとする。報告を受けた他の参加機関等は、合理的な理由がない場合は、これに同意するものとする。

(参加機関等以外からの本研究開発課題への新たな関与者)

第19条 参加機関等は、参加機関等以外の機関を本研究開発課題に関与させようとするときは、当該機関が本規約に誓約することを条件に、運営会議に報告し、他の参加機関等の承認を得なければならない。

(有効期間)

第20条 本規約の有効期間は、本研究開発課題の終了日、若しくは研究開発機関等が機構との間で締結する委託研究契約又は覚書の終了日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第1項第9号、第7条(第5項を除く)、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条は対象事項が全て消滅するまで有効とし、第7条第5項、及び第8条は、研究開発機関等が機構との間で締結する委託研究契約又は覚書の終了日から5年間有効とする。

(本規約の改正)

第21条 機構は、本研究開発課題の実施において必要と判断した場合には、本規約を改正できるものとする。

2 機構は、前項により本規約を改正しようとするときは、事前に運営会議において参加機関等の意見を聴き合意を得るものとする。

(紛争の解決)

第22条 本規約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。



(その他、規定外事項)

第23条 本規約に定めのない事項又は疑義のある事項については、参加機関等は誠意をもって協議の上  
書面により決定する。